綾川町犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、綾川町犯罪被害者等支援条例（令和７年綾川町条例第　号。以下「条例」という。）第８条及び第１０条に基づき、犯罪被害者等の経済的負担の軽減及び居住の安定を図るため、予算の範囲内において、転居費用助成金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

　(１)　犯罪行為　条例第２条第１号に定める犯罪等のうち、刑法（明治４０年法律第４５号）その他の日本国内における刑罰法令に規定する行為（刑法第３７条第１項本文、第３９条第１項又は第４１条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第３５条又は第３６条第１項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）

(２)　犯罪被害者　犯罪行為によってその生命、身体又は自由に害を被った

　　者

　(３)　遺族　次のいずれかに該当する者をいう。

　　ア　犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしてい

ないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者又はパートナーシップ（綾川町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和４年４月１日施行。以下「パートナーシップ要綱」という。）第２条第２号に規定するパートナーシップをいう。以下同じ。）の関係にあり、パートナーシップ要綱第７条第１項の規定による証明書の交付を受けた者を含む。）で、犯罪被害者が被害を受けた時に、犯罪被害者と同居していた者

　　イ　犯罪行為によって死亡した犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で、犯罪被害者が被害を受けた時に、犯罪被害者と同居していた者

　(４)　町民　住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）に基づき本町の住民基本台帳に記録されている者又は次のアからカまでのいずれかに該当する者であって、やむを得ず本町の住民基本台帳に記録されずに本町内に居住している者

　　ア　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成１３年法律第３１号）第１条第１項に規定する配偶者からの暴力を受けた者

　　イ　ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成１２年法律第８１号）第２条第３項に規定するストーカー行為等に係る被害を受けた者

　　ウ　児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）第２条に規定する児童虐待を受けた者

　　エ　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成１７年法律第１２４号）第２条第３項に規定する高齢者虐待を受けた者

　　オ　障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成２３年法律第７９号）第２条第２項に規定する障害者虐待を受けた者

　　カ　その他、本町の住民基本台帳に記録することで、自己の生命又は身体に危害を受けるおそれのある者

　（交付の要件）

第３条　転居費用助成金は、次に掲げる（１）から（３）のすべての要件を満たすときに交付するものとする。

　(１)　日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた犯罪行為であること。

　(２)　犯罪被害者が被害を受けた犯罪行為が次のいずれかに該当すること。

　　ア　別表第１に掲げる罪に該当する犯罪行為

　　イ　その他転居費用助成金の交付が被害の状況等によって特に必要があると町長が認める犯罪行為

　(３)　原則として、警察に被害届等が提出されており、かつ、当該事実が警察等の関係機関への照会等により確認できること。

　（助成対象者）

第４条　転居費用助成金の交付の対象となる者は、被害を受けた時において、町民である犯罪被害者又は遺族であって、次のいずれかに該当する者とする。

　(１)　従前の住居又はその付近において犯罪行為による被害を受けたために、当該住居に居住し続けることが困難となった者

　(２)　二次被害又は再被害を受けた者若しくは受けるおそれのある者

　(３)　犯罪行為による傷害や後遺障害、家族構成員の死亡等により、従前の住居における生活を維持することが困難になった者

２　同一の事案について、同居の親族に前項で定める交付の対象となる者が複数あるときは、その１人に対してなされた交付は全員に対してなされたものとする。

　（助成金の額等）

第５条　転居費用助成金の額は、転居に関する次に掲げる費用の実費合計額とし、かつ同一の事案について１回の転居に限り、上限は２０万円までとする。

　(１)　運送に要した費用

　(２)　荷造り等のサービス（運送事業者が行ったものに限る。）に要した費用

　(３)　その他町長が認める費用

　（助成の制限）

第６条　町長は、次のいずれかに該当する場合は、助成金を交付しないことができる。

　(１)　犯罪被害者又は遺族が、他の公的な機関により転居費用の助成に係る支援を受けているとき。

(２)　犯罪被害者又は遺族と加害者との間に親族関係（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者若しくはパートナーシップの関係にあった者を含む。）があった場合。ただし、犯罪被害者が１８歳未満の者で助成金の交付を受けることができる立場であった場合は、この限りでない。

(３)　犯罪被害者又は遺族が、犯罪行為を誘発した場合、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者又は遺族にも、その責めに帰すべき行為があった場合

(４)　その他転居費用を助成することが社会通念上適切でないと認められる場合

２　町長は、犯罪被害者又は遺族が、次のいずれかに該当することが判明したときは、町長が別に定める場合を除き、助成金を交付しないものとする。

　(１)　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　(２)　暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　(３)　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者

　（交付の申請）

第７条　転居費用助成金の交付を受けようとするときは、綾川町犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書（様式第１号）及び犯罪被害に関する申立書（様式第２号）に、次に掲げる書類を添付して、町長に提出するものとする。ただし、綾川町犯罪被害者等生活支援金の給付を受けた者にあっては、犯罪被害に関する申立書（様式第２号）を省略することができる。

　(１)　遺族が申請するとき（ア、イ、ウ及びオについては、綾川町が保有する個人情報を利用することについて同意し、これを確認できる場合には省略することができる。）

　　ア　申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けた時において、町民であったこと及び犯罪被害者と同居していたことを証明することができる書類

　　イ　犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類の写し

　　ウ　申請者と犯罪被害者との続柄に関する町区町村長の発行する証明書

　　エ　転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書

　　オ　従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類

　　カ　その他町長が必要と認める書類

　(２)　犯罪被害者が申請するとき（ア及びエについては、綾川町が保有する個人情報を利用することについて同意し、これを確認できる場合には省略することができる。）

　　ア　申請者が、犯罪被害を受けた時において、町民であったことを証明することができる書類

　　イ　別表第１の１６に該当する犯罪行為による被害を受けた者にあたっては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

　　ウ　転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書

　　エ　従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類

　　オ　その他町長が必要と認める書類

２　助成対象者がやむを得ない事情により当該助成金の申請ができない場合は、次のいずれかに該当する者が助成対象者に代わって申請することができる。

　(１)　法定代理人

　(２)　助成対象者と同居の親族

　(３)　助成対象者の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

（申請の期限）

第８条　前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から１年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると町長が認めるときは、この限りでない。

（交付の決定）

第９条　町長は、第７条の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに必要に応じて関係機関への照会等を行い、助成金の交付の適否を綾川町犯罪被害者等転居費用助成金交付可否決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとし、適当と認めたときは、その申請者に助成金を支払うものとする。

（交付決定の取消し）

第１０条　町長は、転居費用助成金の交付決定を受けた者が当該交付を受ける資格がないと判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（助成金の返還）

第１１条　前条の規定により転居費用助成金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が給付されているときは、町長は、当該支援金を返還させるものとする。

（委任）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、同日以降に発生した犯罪被害について適用する。

別表第１（第３条関係）

|  |  |
| --- | --- |
|  | 対象となる罪 |
| １ | 殺人罪（刑法第１９９条の罪であり、未遂を含む） |
| ２ | 強盗致死傷罪（刑法第２４０条の罪であり未遂を含む） |
| ３ | 強盗・不同意性交等罪及び強盗・不同意性交等致死罪（刑法第２４１条の罪であり、同条第３項の未遂を含む） |
| ４ | 不同意性交等罪（刑法第１７７条の罪） |
| ５ | 不同意わいせつ罪（刑法第１７６条の罪） |
| ６ | 監護者わいせつ罪・監護者性交等罪（刑法第１７９条） |
| ７ | 不同意わいせつ等致死傷罪（刑法第１８１条） |
| ８ | 未成年略取及び誘拐罪（刑法第２２４条の罪） |
| ９ | 営利目的等略取及び誘拐罪（刑法第２２５条の罪） |
| １０ | 身の代金目的略取及び誘拐罪（刑法第２２５条の２の罪） |
| １１ | 所在国外移送目的略取及び誘拐罪（刑法第２２６条の罪） |
| １２ | 人身売買罪（刑法第２２６条の２の罪） |
| １３ | 逮捕及び監禁罪（刑法第２２０条の罪） |
| １４ | 逮捕等致死傷罪（刑法第２２１条の罪） |
| １５ | 傷害致死罪（刑法第２０５条の罪） |
| １６ | 傷害罪（刑法第２０４条の罪）のうち、被害者が全治１か月以上の傷害を負ったもの |

様式第１号（第７条関係）

年　　月　　日

（申請先）綾川町長

綾川町犯罪被害者等転居費用助成金交付申請書

申請者　住所

　　　　氏名

　　　　電話

　　　　被害者との続柄（　　　　）

　「綾川町犯罪被害者等転居費用助成金交付要綱」の規定を遵守し、また同意・確認事項に承諾の上、必要書類を添えて次のとおり綾川町犯罪被害者等転居費用助成金の交付を申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| １被害を受けた方 | 別添「犯罪被害に関する申立書」のとおり |
| ２対象要件 | （被害の状況）  別添「犯罪被害に関する申立書」のとおり |
| （居住が困難な理由）   * 住居又はその付近において被害に遭ったため * 二次被害又は再被害を受けた若しくは受けるおそれがある * 犯罪行為による傷害や後遺障害、家族構成員の死亡等 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３申請内容 | 転居前住居 |  |
| 転居後住所 | □申請者欄と同じ |
| □その他(　　　　　　　　　　　　　　　　　) |
| 利用日(転居日) | 年　　月　　日 |
| 申請額 | 円 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ４振込先 | | 金融機関名 | |  | 店舗名 |  | | | | | | |
| 口座種別 | | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ | |  | | | | | | | | |
| 口座名義 | |  | | | | | | | | |
| ５添付書類 | 遺族の場合 | | □　申請者が、犯罪被害者が犯罪被害を受けた時において、町民であったこと及び犯罪被害者と同居していたことを証明することができる書類  □　犯罪被害者の死亡診断書、その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡年月日を証明することができる書類の写し  □　申請者と犯罪被害者との続柄に関する町区町村長の発行する証明書  □　転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書  □　従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類 | | | | | | | | | |
| 被害者の場合 | | □　申請者が、犯罪被害を受けた時において、町民であったことを証明することができる書類  □　傷害罪に該当する犯罪行為による被害を受けた場合は、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書  □　転居に際して運送業者等が作成した内訳書及び領収書  □　従前の住居及び転居後の住居それぞれの住所を示す書類 | | | | | | | | | |
| * 上記添付書類の省略のため、綾川町が保有する個人情報の利用（住民票、戸籍等の関係書類に関する調査）に同意します。 | | | | | | | | | | | | |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ６助成の制限等についての確認 | 他の公的な機関による転居費用の助成 | * 受けていない　□　受けている（機関：　　　　） |
| 加害者との関係 | * 親族でない　　□　親族である（続柄：　　　　） |
| 被害者及び申請者 | □　被害者及び申請者は、犯罪を誘発するような行為その他、責めに帰すべき行為は行っていない  □　被害者及び申請者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者ではない |
| □　提供する個人情報は、綾川町犯罪被害者等転居費用助成金交付の目的の範囲内において、警察等の関係機関への照会等に利用されることに同意します。  □　助成金交付に係る申請内容に虚偽がないことを認め、助成金の交付後に交付を受ける資格がないと判明したとき、又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと町長が認めた場合には、助成金を町に返還することに同意します。 | | |

様式第２号（第７条関係）

年　　月　　日

（申請先）綾川町長

犯罪被害に関する申立書

申立者　住所

　　　　氏名

　　　　電話

　　　　被害者との続柄（　　　　）

私は、下記の申立て内容について、警察へ確認を行う事及び必要に応じて警察又は検察当局に事件の処理状況（送検の確認又は処分の状況等）を確認することに同意いたします。

被害の概要

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 被害者の |  | | |
| 被害者の生年月日 | 年　　月　　日 |  | |
| 被害者の住所（被害時） |  | | |
| 被害届の提出 | 有　　・　　無 | 被害届提出日 | 年　　月　　日 |
| 被害届の受理番号等※分かる方のみ |  | 届出警察署 | 警察署 |
| 被害年月日 | 年　　月　　日 |  | |
| 罪種 | * 殺人　　　　　　□ 強盗・不同意性交等及び致死傷 * 強盗致死傷　　　□ 不同意性交等 * 不同意わいせつ　□ 監護者わいせつ・性交等 * 略取及び誘拐　　□ 不同意わいせつ等致死傷 * 逮捕及び監禁　　□ 逮捕等致死傷　　□ 人身売買 * 傷害致死　　　　□ 傷害（全治１か月以上） * その他（　　　　　　　　　　　　　　　） | | |
| 加害者 | □加害者不明　　□親族でない　　□親族である（続柄：　　　　　） | | |
| 被害場所 |  | | |

様式第３号（第９条関係）

第　号

年　　月　　日

　　　　　　　　様

綾川町長

綾川町犯罪被害者等転居費用助成金交付可否決定通知書

　　　　　年　　月　　日付けで申請のありました綾川町犯罪被害者等転居費用助成については、次のとおり決定しましたので、通知します。

１　転居費用について助成します。

　　助成金額　　　　　　　　　　円

　　振込予定日　決定日から概ね２週間後

２　転居費用について助成しません。

　　理由